

大した経費を要しないと思われるので早急施設すべきものと認めた。

(6) 農村更生を強く叫ばれている今日この一環をなす農家の生活改善は大きく取上げられなければならない。本場は現在迄男子中心の農村中堅者養成に重点を置いて來ていたのであるが、農業改良の一部門を担当する生活改善の指導教育によつて今後農村の進歩的中堅婦人養成が必要と思う。この観点からして女子部の設置方考究されたい。

(3) 本場の建物は老朽にしてしかも粗雑なバラック式のものが多い。農場として必要な施設は一応整つて居るが腐蝕破損せるものが多くこれを個別的に見ても満足なものは見当らない。現在相当余裕を生じているのでこれを集約し重点的に改装補修して活用すべきである。一例として挙げると講堂、宿舍、食堂、家畜舎等の改装補修、日輪舎及び政府管理下家屋の改装活用等である。

(4) 本場の生産物は相当量の收穫を挙げているが、これ

が処分は一部供出販売の外大部分を農場生の食糧として消費されつゝある。この食糧は一応有償のこととし生徒食費手当一人一ヶ月当り五百円(縣費歳出予算中より支出給与するもの)中三百円程度が代金として當場生産物売払収入に振替つて居る訳である。(備考、五百円との差額二百円位は市場より購入の副食物その他代金として支払われている)従つて本場生産物収入は前記三百円を基礎にして割出されて居るので極めて不自然な單價を以つて當場階部へ売却されることとなつて居る。斯くの如き処理は甚だ矛盾せる取扱ひにして又予算経理上繁鎖に不堪且消費限度も不確定なる嫌があつて生産物の出納処理の面から謂つても妥当とは認められない。これが取扱ひは消費基準による年間消費量の限度を決めて現物無償支給のこととし、現物出納を明確にせしめるべきである。従つて縣費歳出金中の食費手当は相当額を減額又は廃止すべきである。本件は過去監査の都度改善方を促したるも現在尙前記の状態を繰返し出納経理の不合理と繁鎖を重ねている

が更に改善すべきである。

(5) 本場の農業経営実態は一般農家のそれと同様であつて農場生は全部同場に起居寢食を共にし耕作して居り従つて主食の配給を受けて居らず又郷里から保有米も得ていないので本場耕作に依存しなければならぬ。然るに本年度産米供出割当は実業学校或いは農業試験研究機関の如き特別機関と同様に扱われ保有米も極めて少量しか認められない様である。斯くては農場生は食することが出来ず本場経営は不能に陥るので今後これが保有量は一般農家並に善処方配慮の要あるものと認めた。

(6) 經理其の他事務の処理状況は概ね良好と認めたが今後左記の点注意すべきである。

A 生産物処理は販売の外農場用消費、種子、肥料、飼料、腐敗処分等の際には決定決議書(帳簿代用も可)を作成し又出納簿を設け出納を明確にしておかれた。

B 家畜類の生産(繁殖)死亡、農場用消費、更新(交換)等の場合にも同様所要事項を記載したる決議

書(決裁帳簿)を作成し出納処理すべきである。

C 備品の整備は不充分につき現物と照合し台帳の記帳整理をして正確を期されたい。

山守診療所 昭和二十五年四月四日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 柳 谷 保 一

(1) 本診療所は無医村を対照とした医療施設であるが健康相談、一般診療に所長外職員は晝夜を分たず奮闘し村民の保健治療に貢献していることを認めた。

(2) 予ねて懸案されていた病室の新設も村当局の熱意により本所敷地内に村有として本造平家建一棟(十一坪三病室)を建築し目下内部造作中で近く完成するものと思われたが眞に欣ばしく感じた。

(3) 診療患者は月平均一五名であるが、その半数以上が呼吸器系疾患者であることは注視すべきである。特に当村管内は以前から結核村として指折されていたものでありその後漸次減少していた模様であるが最近に到り再び増加の傾向にあることは憂慮すべきである。

00868

しかしこれが予防乃至治療対策について種々腐心されていようであるが医療施設及び設備の不十分な診療所では完全なる対処は到底不可能と思はれるも尠くレントゲン位は装置して予防措置を講ずべきものと認められた。この際これが配慮が望ましい。

(4) 本所の運営は診療費に拠り自立自営の域に達しつゝあるが村民の国民健康保険掛金の滞納により本所診療費の収納が遅れがちとなり勢い運営に支障を与えていようである。又所長は現在開業医であるが相当遠距離より通勤し勤務上の過勞等の点から辞意を洩らして

居り旁々深夜往診の不便等から考え専任所長とするこ
とが望ましい。

以上二点で本所の円滑なる運営に兎角支障を与えるものと認められたので善処の要がある。

(5) 事務の執行状況は良好と認められたが国保の事業不振により使用料未収は二月調定分迄十三万二千六百円を生じているが村当局と折衝し至急収納すべきである尙三月分使用料は目下国保審査会に提出中であり調定未済である。(約二万八千円)

本所の收支状況は次の通である。

歳入

(二月末現在)

科 目	予 算 額	調 定 額	收 入 済 額	收 入 未 済 額	月 別 未 済 額
使用料	四〇〇、〇〇〇	三五四、	二六一、	一三三、	十一月 二八、二〇〇
診療所使用料	〇〇〇、〇〇〇	二五五、五〇	六五五、五〇	六〇〇、〇〇〇	十二月 三四、八四〇
					一月 四三、五二〇
					二月 二六、〇三〇

(三月末現在)

科 目	予 算 額	支 出 済 額	残 額
歳 出			

00869

縣 庁 費	保 健 衛 生 費	計
一七二、八一三、〇〇	一七八、六三五、〇〇	三五一、四四八、〇〇
一七二、八一〇、〇〇	一七二、七七八、八九	三四五、五八六、八九
三、〇〇	五、八五八、一一	五、八六一、一一

縣立獎徳学校 昭和二十五年四月七日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 柳 谷 保 一

一 監査概況

(1) 本校は現在校長以下職員十名により五十五名(男五十一名女四名)の收容児童と起居を共にしこれ等異常兒不良兒の教護訓育に日夜苦難と闘い乍ら使命の達成に努力せられていることは感謝のほかはない。

(2) 施設建物は校舍及び講堂三棟、寮舎三棟の外に校長舎、靜養室、倉庫、炊事場、小使室等十一棟約三百十坪があり一応の施設は整備されているが、その中の校舍及び講堂並びに寮舎一棟は老朽その極に達し各所に腐蝕破損が見られた。特に校舍講堂は建築以來四十有余年を曆しているので建築壽命に達し加うるに海浜に

あるため潮風による腐蝕が甚だしく今後幾ばくの使用にも堪え難いではないかと思はれたので早晩改築を要するものと認められた。

(3) 本校の收容児童は年々増加しており即ち

昭和二十二年度末現在 三二名
同 二十三年度末現在 四八名
同 二十四年度末現在 五五名
同 二十五年度四月六日現在 五五名

と謂う漸増の傾向にあるが、この現象は近年少年の不良化が目立ちつつある証左と謂うべきであつて従つてこれ等教護児童の收容も今後益々殖えて来るものと予想せられるが、現在の寮舎校舍その他の施設の收容可能限度は極限に達しているので近き將來拡充が必要と認められた。

(4) 本校の教育は治療、家庭、学科、職業の各教育を渾然一体化した所謂生活体験の教育をしており職員の愛情と眞摯なる努力により相等効績を挙げているが、その中の職業教育は設備がなく充分なる教育も不可能と思われた。即ち農業、花卉、園芸、木工、和洋裁或いは窯業と謂つた技術の教育をなしているが農機具も不完備であり木工、和洋裁、焼物等の設備及び器具は殆んど見られないのでこれ等基礎的智識技能を授ける上に必要な最少限度の設備器具は必要と思つた。

(5) 本校に收容の異常児は善良な環境に置き正常な生活をせしめると共に心身の治療、教育施設を完備し教化訓育することが必要であるが次の如き事項は急速に措置することが必要と認められた。

(イ) 本校環境の整理美化

本校は風光明る所に在るが校内は雑然としており一見陰鬱な感じを与える。これは建物が古く腐朽のためと又順次の建増により家屋が雑然としている原因であるがこれは致し方がないと、ても校内を整

美し学校周囲に生垣でも造り構内適當箇所に花壇でも設ける等して美化することが望ましい。現校長は環境の整理美化について既に着目し校舍裏にあつた鬱蒼たる竹藪を伐採したりして明朗美化を図つてゐるが今後共一層努力される様希望致したい。

(ロ) 運動娯楽設備の充実

篤志家の寄贈による野球用具が一部あるのみで他に運動用器具も娯楽器具も全々見られない。遊ぶことが子供の生活であるからこれ等器具の最少限度のものも備付けるべきものと思ふ。

(ハ) 校具の整備充実

学習に絶対必要な机、椅子、黒板と謂つた校具が不充足である。一例すれば机代用に板を利用して漸く間に合せていると謂つた教室もあり眞に可哀想な状態である。又図書室もなく体操用具も全々ないので修学上にも支障を生じている様である。その他の教材教具に到つては推して知るべきである。当局の配意が特に望ましく。

(ニ) 治療は国立病院皆生分院医師を囑託医として治療を受けているが深夜の急病或いは軽微の疾病外傷の間に合はせる医療設備がないので応急医療設備を設け置くべきである。

(ホ) 收容児童の衣服は従来ララ物資の給与とか篤志家の寄贈により漸く間に合はせているがこの間保護者への引取り又は里親委託養護施設への入所その他の事情で着用のみ退所するので次第に不足して行くことになる。中には街頭の浮浪兒同様程度の衣服を着ていた児童もいたのでこれが補充に配慮が望ましく。

(6) 本校の防火施設は何等考慮が払われていない様であるが異常児收容施設だけに特に関心を持ち防火施設は勿論消火器具は整備して置くべきである。

(7) 本校の最も重要な懸案として皆生街道より本校に通ずる道路の拡張改修と温泉浴教護施設々置の二件があるが前者は市道にて校長より既に米子市会を陳情し採択せられてゐるので早晚実現可能が見込まれてゐる。

これが実現すれば本校の環境上に大きく曙光を与えるものとして欣ぶべきことである。又後者については現校長の強き希望にて身心異常児の治療教育施設として既に医学的にもその効果を認めてゐるところであつて、皆生温泉よりこれを導入し入浴施設とすることがこれら異常児を正常児にする上において最も効果的との見地から実現を希望してゐる。経費も相当額を要するが不幸なる收容児童の更生施設として実現が望ましい。

(8) 本校に対する縣民の認識が稀薄であり従つて後援会も弱体である。漸く一部篤志家の援助により兒童福祉の一部が僅かに爲されてゐるに止まつてゐる。本校の眞の姿を周知宣傳し賛助者を得ることが緊要である。現在收容中の児童数は該当児の二割程度に過ぎない状況からして本施設の理解を一般に徹底せしめ従來の少年監獄との誤れる觀念を払拭し兒童福祉施設として世人の関心を昂めしめるべきである。

(9) 經理その他事務の処理状況は概ね良好であるが左記事項は今後注意を要するものと認められた。

(H) 児童に対する措置費の予算令達遅延の結果職員及び其の家族の食費弁償金を一時これに流用しているためこれが収入措置が遅延していたが経理上妥当でない。斯くの如き場合は主管課と連絡をとり合法的措置を図られた。

(I) 児童相談所よりの一時保護委託費の受入れが二ヶ月前後遅れており本校措置費の運用を阻害していた。これが請求は急速にして円滑なる運用を期せられた。

縣立皆生学園 昭和二十五年四月七日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 柳 谷 保 一

一、事務の執行状況

(1) 本学園は児童福祉法に依る精神薄弱児の保護施設として昭和二十四年九月創設され現在六才から十四才迄の児童十四名を收容している。園長及会計書記は獎徳学校の職員が兼務しているので専任職員は指導員一名と保健士一名であるが智腦的に痴愚、魯鈍、劣等と謂つ

た所謂精神薄弱児童と寢食を共にしつゝ世話をし日夜生活上の指導訓練に努力して居り労苦は並々ならぬものがあると思われた。

(2) 寮舎は獎徳学校前の同校実習地域内に建築されており、これ等児童の收容建物としては先づ申分なきものと認められたが何分悪戯盛りの年令であり又夜尿症の子供も数名あるので疊は腐蝕し寢具の汚損しているものも見受けられたがこれ等は体裁より頑丈なものにすることが肝要と思つた。

(3) 精神施設は全国的に見ても数少く五指を屈するに足らない状況であるにも不拘本縣に設立されたことは喜ばしいが、しかし現在では名目に止り充分なる保護指導も困難かと思考されるので今後順次改善充実にその使命を達せしめる様縣当局の配意が必要である。改善充実を必要とする事項は概ね次の如きものである。

A 現在獎徳学校に同調した運営が爲されて居るが同校と性格が全く異つた施設につきこれと完全に分離し設置箇所も別個の適地に設立すべきであり職員も

兼制は面白くない。

B 本縣下に精神薄弱児童数が六八〇名の多数ある点に鑑み今後收容施設の拡張が必要である。

C 全然と謂つても差支ない位の設備が無いので各智脳年令に適した娯樂設備(ブランコ、シーソー、滑り台、積木、玩具等)及び修養設備(計数器、各種標本、黒板、机、繪本、樂器等)の設備は是非必要である。

D 本学園設立に際して初年度調弁費が計上されなかつたため寢具、被服、炊事道具、食器その他必要設備は応急的に獎徳学校分間で間に合せているが、前記娯樂設備收容設備と共に早急整備の要を認められる。その他にも教育施設、職員の充実強化等の諸事項があるが前記の如く適地に移転が先決問題につきその際これ等を勘案し名実共に充実整備した精神施設とするところが望ましいのでその実現に努力すべきである。

米子児童相談所 昭和二十五年四月七日監査

監査委員 倉 繁 良 逸

同 保 本 徳 太 郎

一、事務の執行状況

(1) 当所は昨年二月中央児童相談所支所として設置され同年九月分離獨立し新発足したものである。当初は一般社会の認識も薄く職員も兼務等によりその活動も不活発のようであつたが獨立と共に専任所長を置き關係諸機關の協力を得て児童福祉の増進に漸次効績を挙げている。即ち児童の善導、救済、潜在する要保護児童の早期発見、児童の不良化防止等職員は日夜献心的努力をしている。

(2) 開設以來の取扱件数は二六三件、延二、〇七三件、一日平均六件となつておるが、最近不良児童が漸増の傾向にあり、これが防止対策の一環として米子地区に児童問題協議会を設け毎月開催し対策を講じているようであるが、尙更に児童委員、民生委員、学校等と密接なる連繫を図り協力を得て児童の不良化防止に格段の努力を要望致したい。

(3) 児童の鑑別器具は不十分ながら一通り整えているが

00874

智脳、性能検査用具、体重、身長計或いは浮浪児撮影用の寫真機等が全然なく完全なる児童保護救済は出來得ないので早急設備すべきである。

尙現在一時保護所が併設されていないので天使園或いは獎徳学校等養護施設へ一時委託されているようであるが本所業務遂行上支障を生ずるものと思考するにつき早急併設すべきである。

(4) 職員は所長以下六名(内一名児童福祉司)であるが本所は鳥取中央相談所経費の一部を割き運営に充てられていたので前記の如く施設々備は不完備であり運営費も充分でない。この点鳥取中央相談所の場合も同様であつて国庫補助対照は本縣一ヶ所に対し二箇所の運営をしている点に無理がある。本所も国庫補助対照として職員を充実に運営費を確保すべく強ちに中央折衝し兒童福祉施設として全きを期せしめるべきである。

(5) 事務の処理並びに服務の状況は良好と認められた。尙経理事務は殆んど本庁にて処理されており旅費、需要費の一部は前渡資金を受け経理していたが、執行状況は

適正と認められた。

米子労政事務所 昭和二十五年四月七日監査

監査委員 倉 繁 良 逸

同 保木本 徳 太郎

一、事務の執行状況

(1) 労行政の第一線機関として労情情報の蒐集、労組の育成指導、労資関係の調整等極めて重要業務を遂行しているにも不拘職員は所長以下僅か四名であり経費は僅少、又庁舎は民間会社建物の一遇を間借してあるといつた貧弱さである。これでは重要な労行政を担当する第一線機関としての權威にもかわり又事務の執行にも支障が伴うものと思われるので早急善処が望まします。

(2) 当管内労事情の最近の特色は企業整備による人員整理反対、賃金遅払の争議が激増してきたことが挙げられるが、而し總体的に労働運動は低調であつて、管内九三既設組合中労協約締結組合は僅か一二組合に過ぎない状況である。これが労政教育と指導に一層努

00875

力の要が認められる。

(3) 当所執行の労政教育は米子労政通信(月刊)の発行映画、幻灯等による視覚教育、労働講座の開設等であるが、偶々監査当日は労働学校開設第二日目であつたが労資双方共認識不十分のため受講者も尠く成績は芳しからぬよう見受けられた。又未だ労働文庫も開設されていなかったので今後労政教育に重点を置き正しい労働運動の在り方を強力に指導教育すべきである。

(4) 事務の処理並びに服務状況は良好と認められた。尙予算経理は主管課で取扱つている關係上たえず連絡を採らなければならぬので事務執行に困難を感じている。又机、椅子等を民間会社或いは個人から借用しているが縣の權威にもかかわるので、この程度のもは早急縣費で備付けるべきである。

監査定所 昭和二十五年五月九日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 柳 谷 保 一

一、監査概況

(1) 当所は繭検定機関として縣内生産繭の検定、鑑定のほか繰糸試験として委託繰糸並に空閑日数の消火のため的大量繰糸を行い概ね円滑に運営されているものと認められた。

(2) 本年度事業の実績を見れば次の通りである。

(イ) 繭 検 定 四〇三件(四五六件二十三年度)

繭 鑑 定 三一六件(三三五件同)

委託繰糸試験 四一三貫七八〇匁(五九〇貫同)

であり昨年度に比し夫々件数において若干の減少を示しているがこれが原因は生糸の全面的統制撤廃により従来小口出荷されていた蚕繭が大荷口に纏め出荷された關係と委託繰糸数量が減少したためである。

(ロ) 大量繰糸事業

本年度購繭量 乾繭 三一〇五貫八九五匁

(生繭 七、九一八、六六八)

前年度繰越乾繭 五八三、二五〇

計 乾繭 三、六九八、一四五

本年度繰糸消費量 三、二九〇、四〇〇

生糸生産量 一、二四八、九四二
 であつて昨年度繰糸実績のそれに比し乾繭にして四
 ○七貫余生産生糸二四八貫余を増産している。
 以上が二十四年度実績であるが制約された予算を以つ
 て旧式な機械による繰糸を爲し而も統制撤廃後の生糸
 相場不安定の中において生産し収入を図つてゐること
 は当所の機まざる努力の結果と謂うべきである。
 (3) 現在空閑利用による大量繰糸は当所の獨立的採算的
 運営方針に基き多大の腐心と努力によつて操業し成
 果を挙げつゝあるが併し乍ら現在の繭の生産状況を勘

案して空閑利用による繰糸は現在程度に止めることが
 好ましく寧ろ本來の檢定業務を重点に置き使命を全う
 すると共に円滑なる運営を図ることに留意すべきであ
 る。
 (4) 機械設備の補修並に整備は一応整つてゐるが先年の
 火災以來所長室、事務室の専用室がなく作業室を一時
 兼用してゐるため事業遂行上種々支障を生じており又
 宿直室も仕上室を当てゝゐる状況である。早急罹災跡
 復旧の必要を認めたので当局の考慮が望ましい。
 (5) 收支予算の状況は

(四月末日現在)

科 目	予 算 額	調 定 額	收 入 済 額	收 入 未 済 額	予算額に対し 入済額増△減
檢定手数料	二六、九〇〇	一六、九〇〇.〇〇	一六、九〇〇.〇〇	一〇,〇〇〇.〇〇	△一〇,〇〇〇.〇〇
鑑定手数料	七三八〇	一〇,〇〇〇.〇〇	一〇,〇〇〇.〇〇	一〇,〇〇〇.〇〇	三、七二〇.〇〇
眞綿検査手数料	二、一四四	一	一	一	△一、四四四.〇〇
繰糸試験手数料	三三、五〇〇	二二、八四八.五〇	二二、八四八.五〇	一	△一〇,〇五一.五〇
生産物売払代	二二,〇〇五.五九四	一一,三五二,四〇〇.〇五	八,六四七,二八、四五	二,七〇五,一二二.〇〇	△三,三五八,三三、五五

外に過年度収入として二百三十四万三千五百四十四円九銭これは二十三年度分生糸代金である。

科 目	予 算 額	支 出 済 額	今 後 の 支 出 見 込 額	不 要 見 込 額
縣 職 員 費	三、三五五、〇七	三、三三六、四五六.〇〇	一	一九、四九、〇〇
檢 定 所 費	一〇,四五九,三三三	一〇,二四九,六〇七.七	一〇,九、〇〇〇.〇〇	三、七一、七一
計	一三,八一四,四〇九	一三,五七六,三三八.七	一〇,九、〇〇〇.〇〇	一九,五〇,七

以上の通りであるがこれを收支均衡の面所謂獨立採算
 制の見地より検討すると(前表参照)歳入決算見込額
 一千一百九十四万四千余円(円未満省略)(内二百七
 十三万八千余円は出納閉鎖迄に収入可能見込額)歳出
 決算見込額一千三百七十八万五千余円で右不足額一百
 八十四万一千余円となり一応欠損を生ずることになつ
 ているが元々歳出予算額中には生産収入財源以外の所
 謂純縣費支出額一百十九万七千余円を見込まれてゐる
 ので結局約六十九万八千余円が欠損と見込まれる訳で

ある。
 (4) 以上により六十九万八千余円の欠損を見込まれて
 いるがこれは生糸の統制撤廃後における價格の値下
 りによるのと檢定繰糸試験件数が何れも予定より減
 少したためでもあるが根本原因は本年度は繭繭が予
 定より少く従つて業手の減員未補充による事業縮少
 のためと謂うべきである。併し繰糸事業の実績から
 見て最少人員を以つて事業の運営を図つてきたこと
 は一応認められる。

(4) 生産物売払代未收金二百七十三万余円は岩美郡養蚕組合に払下げた生糸代金十一万六千余円と年度末に神戸市場に二百六十一万余円の出荷分であるがその後六十万余円収納されており残金は五月中旬に送金の旨通知を受けていたので出納閉鎖期迄には収納の見込がついているやうである。又二十三年度持越されていた出荷中の生糸一、七〇七斤の代金は過年度収入として大体予定通り収納されている。

(6) 職員は所長以下五七名(吏員二、技師三、傭人五二)であつて定員六三名に対し傭人六名欠員中であるが従來の結果から見て現陣容では本來の檢定業務に支障を生ずる模様であつたが檢定開始期迄には補充の要を認められた。

(7) 事務の処理状況は概ね良好であり会計経理状況も適正に執行されているものと認められたが左の点留意された。

(1) 生糸蛹副蚕糸類の生産簿及原料繭消費簿の記入方法の改善を要する。即ち委託繰糸原料簿と当所大量

繰糸原料繭の区分並に出納を明確にし又出納員としてもこれが受入消費の出納が一目瞭然としていないので今後明確を期すべきである。

(2) 支出予算執行に当り支払の遅延しているものがあつたので支払義務を生じているものは至急支払すべきである。

(3) 備品整理は一応新帳簿を作成し整理しているが旧帳簿と新帳簿の引継数量が不突合である現品と照合の上整理されたい。

縣立農産加工所 昭和二十五年五月九日監査
監査委員 保木本 徳 太郎

一、事務の執行状況

(1) 本所は本縣農産加工を基盤とする農村工業の振興を図るため凡ゆる角度から科学的にこれを試験研究し普及に努めており設備の充実と機械器具の整備とにより漸次成果を收めつゝあるものと認められた。特に本所は農事試験場西伯分場と表裏をなしておるので従つて生産から加工に到る一貫した試験研究の特性を以つて本縣

の実績に適応した農産加工の試験研究に努力していることは欣ばし。

(2) 本場の加工試験されている主なるものは次の通りである。

- (1) 甘藷及び馬鈴薯の澱粉加工試験研究
 - △品種別、收量別、押苗時期別、收穫時期別の歩留試験研究
 - △生産品、澱粉糖、グリコース、人造米、人造澱
 - △赤燕膏の原色保持に関する試験
 - △各種漬物生産

(1) 醸造に関する試験

- △醬油の蛋白抽出によるアミノ酸分解、交流電流による速醸及二段仕込速醸の研究
- △榨油の試験
- △茶種の品種別、産地土性別による榨油の研究
- △人造米に関する試験
- △澱粉加工による精製成型化に関する試験
- △その他無花果ジャム加工と和梨の瓶詰等の加工

尙加工状況は左表の通りである。

昭和二十四年度加工製産物調

(昭和二十五年三月三十一日現在)

原材料名	購入数量	購入金額	製品名	收入予定額	製品数量	收入額	差引増減	摘要
甘藷	二、五〇〇貫	五、七〇〇.〇〇	澱粉糖	二、〇〇〇.〇〇	三、〇一六.〇〇	△二、四九四.〇〇		一部在庫
馬鈴薯	九八〇俵	一三、八七〇.〇〇	グリコース	一	四、〇〇〇.〇〇	四、〇〇〇.〇〇		
茶種	四俵	一〇、四一六.三六	茶種油、粕	一、〇〇〇.〇〇	一三、一四六.四〇	△二、六六一.五三		

00880

大根	700貫	六六〇,〇〇〇	大根漬	五五〇,〇〇〇	一〇,100,000	△一九三,100	一部在庫
茄子、筍	三六	四,100,000	福神漬	二〇,000,000	二六,230,000	△一九三,100	一部在庫
梨、栗	一三〇	二,500,000	梨栗、瓶詰	二,000,000	1	△三三,000,000	試験用使用済み
無花果	三〇	四,000,000	ジャム缶詰	一六,000,000	二四貫四〇〇匁	△五三,500,000	
大豆、小麦	三〇〇	一,七三三,500	醬油	三〇,000,000	一〇,六〇〇,000	△五三,500,000	一部在庫
計	四,五五貫 四俵	二九,四五六,六		五三三,000,000	三六二,一八三,〇七	△三三三,八六五,三	

(3) 以上が当所の試験研究及び加工の状況であるがその結果は概ね成功を収め功績を挙げている。要はこの成果を如何に農村工業として普及化して行くかと謂うことが問題である。所長はこの成果に基き各町村農業協同組合或いは工場等への指導に努めているが何れの生産加工にしても相当の施設を必要とするので組合の財的現状からして実質的農村工業化する迄には種々と困難が伴うではないかと危惧されている。

(4) 赤蕪青大根其の他の漬物加工醬油の製造搾油等は自

家消費に充てる程度のものでさしたる問題は無いが甘藷、馬鈴薯の澱粉加工とその製品、人造米の加工生産、果物野菜の瓶缶詰と謂つた加工生産施設は相当規模の施設を必要とするし又生産技術或いはコストとか販路と謂つた面でも種々困難が伴うものと考えられる。特に本縣の甘藷の生産量は相当量に上つておりこれが加工量の多寡或いは技術の優劣によりこれが農村工業化に大きく影響する様であるが各町村農業協同組合の企業は前記事情等から考え困難ではないかと考えられ

00881

る。従つて当所加工施設を拡充し一元時に澱粉の委託加工をなしその後の製造過程を單位協同組合において加工製品化せしめると謂つた方向に進ませることも一方法ではないかと思う。

昭和二十四年度内に於いて主として甘藷加工による澱粉製造及び人造米製造の指導をし工業化すべく努力しているがその状況は次の通りである。

(1) 既存澱粉工場の設備検討並に改造指導
由良澱粉工場外二工場

(2) 農業協同組合單位澱粉工場設計指導
高麗農業協同組合

(3) 甘藷加工人造米及び綿作指導
淺津農業協同組合外六組合

(4) 澱粉麵技術指導
余子農業協同組合

(5) 葡萄酒製造技術指導
高麗農業協同組合

(6) 畑作地帯の多い伯西部殊に弓浜農村に対して栽培生

産面の指導は農事試験場分場が又生産加工面の指導は当所が各々担当し栽培から加工生産迄の一貫せる指導方針のもとに試験研究の結果を急速に周知し又技術指導をして農村工業化の実現に努力し窮迫せる農村の更生対策の一助たらしめる様格段の配慮が望ましい。

(6) 当所の施設は昨年より幾分改善されて來たが未だ加工室の不完備機械の不足があつて充分なる加工試験は不可能の様であるが本所機能を中途半端なものとしな

(7) 防火施設は昨年度より幾分改善されて來たが未だ加工室の不完備機械の不足があつて充分なる加工試験は不可能の様であるが本所機能を中途半端なものとしな

(7) 防火施設は消火器一個あり完全とは謂えない特に水道栓なく水利の便が悪いので一朝有事の際を顧慮し消火用具を備えるとか又何らかの防火施設をすることが必要である。

(8) 当所二十四年度経費の支出額五十二万余円の財源に充てたる生産収入は現在漸く二十六万余円收入し残り二十六万円は本年度収入が得られず従つて歳入欠陥となつてゐる。これが原因は年度中途甘藷の統制撤廃に伴ない製品たる澱粉糖の値下りの爲めであつて事情

00882

己むを得ないものと認め、尙在庫品が左記の通りあるが本年七、八月頃の値上りを見越し売却の予定のである。

(記) 加工製品在庫数調

(昭和二十五年三月三十一日現在)

製品名	在庫数量	二十五年度三月三十一日現在	摘要
		十一日現在同上	品名評価格
澱粉糖	一七貫五〇匁	六、二〇、〇〇	(福神漬の材)
大根漬		三、一〇、〇〇	(料を含む)
醬油	四石五斗	二〇、三〇、〇〇	
計		一〇〇、六〇、〇〇	

(9) 經理その他の事務で不正不当と目されるものはないが処理状況は余り良好とは認められなかつた。左記事項は今後注意すべきである。

(a) 原材料を相当量購入し加工しているが之が受払の明確を欠いている。原料購入より生産物引継売却迄の出納を明確適正にされたい。

(b) 品購入修繕簿中科目更正を要するもの二、三

あり又電信電話料、電力、電灯料等の記載がしてない。
(c) 受発文書件名簿の整理が完全でない、例えば受文書の回答に発番号を用いており又書類も分類し索引を附して編纂すべきである。

工業試験場 昭和二十五年五月三十一日

監査委員	岸 本 政 嘉
同	柳 谷 保 一
同	保 木 本 徳 太 郎
同	倉 繁 良 逸

一、事務の執行状況

(1) 当場に製紙部、木工部、窯業部、醸造部、染織部、工芸図案部を設け試験研究に努力し夫々斯業の爲めに貢献しつつあるものと認めるもこれが施設々備は今猶貧弱であつて充分なる試験研究も困難かと思考される。

(2) 震災による被害と戦争の影響を受け爾來復旧も遅々として居たが漸く昭和二十四年度一百五十一万七千余円を以つて概ね復旧された。しかし施設々備は未だ充

00883

分でないので猶今後これが充実整備を以て本縣各種工業伸展に寄与せしむべきである。特に木工部、醸造部はその貧弱振りから見て整備拡充は必要であり業界の現況に鑑み焦眉の急を要するものと認められた。

(3) 當場各部試験研究指導の事務執行経費財源として四百万円と謂う過大なる生産収入を見込まれているのでこれが目標額完遂せんが爲め担当職員は生産に没頭しており従つて本来の業務である試験研究或いは指導面は勢い疎かになり第二義的に陥つて居る憾みがある。

この傾向は他の試験研究機関にも見られるところであるが、特に當場はその見込額が過大である爲めその傾向が一層濃い。縣の財政事情にもよることとは考えられるもこれ等の試験研究費は最少限度の純縣費を以つて支辨し最大の効果を挙げしめる様考慮し本来の使命を余すところなく全うせしむるべきである。

(4) 各部門共陣容が弱体につき優秀技術職員を増員し高度なる試験研究を爲し指導して業者の先導者となり推進力たらしめるべく強化することが望ましい。

(5) 各部門の業務執行状況は概ね次の通りである。

A 製紙部は各部門の中でも小規模ながら設備は概ね整備されて居り終戦後他の部門に先んじて活動し製紙技術の向上指導、紙質改良、美術工芸紙の試作、製紙工場経営の改善指導、販路の開拓と輸移出の奨励、企業の診断、鳳尾竹、大山賞等のパルプ工業化その他講演、講習或いは相談指導により斯業の伸張に貢献していることは欣ばしい。殊に名産ある因州紙の品質保持と土佐、伊予、美濃に次ぐ生産量と声價を失墜せしめない様格段の努力を希望致したい。

B 重要木工部として指定せられたる本縣に於ける現下業界の不振は経済不況下にあるとは謂いながら嘆かわしい次第である。當場木工部はその中にあつて本縣木工業振興の爲め試験研究に専心努力して居るが何分設備の貧弱及陣容の弱体により將亦生産収入への没頭により試験研究は苦難の状況にあることは否めない。最近當場より木工部を切離し木工指導所として獨立せしめ斯業の専門的研究指導機関たらし

めるべく準備中と聞くが正に業界へ喝を入れるものとして期待するものである。

C 窯業部は昭和二十三年度より再発足し二十四年度より徐々に陶磁器の試験研究をしておるが主として各種土石による陶器の試作研究がなされている。本縣の斯業は勃興の機運に向いつゝあるときをの振興に二十五年度は一層努力すべきである。尙当部試作の屋根瓦は巷間に不評を時折り耳にするので研究して優秀品を生産せられる様希望する。

D 染織部も製紙部、窯業部と共に昭和二十三年再発足したのであるが同年度は施設、機械の整備期間であり二十四年度より試作生産の段階に入つて居る。即ち輸出向高級工芸手織物の試作、伯州綿糸、絹糸、化学纖維等の試織試験研究を実施、中小企業家の技術指導をしてその向上に貢献して居るが機械が主であり染色は実施して居ない様である。設備を完備して染色の試験研究指導も実施すべきである。尙弓浜部一帯は將來機業地として囑目されているので染織の試験研究と指導に一層努力を希望する。

E 醸造部は震災以來復旧されて居らず施設設備に見るべきものがない。従つて醸造用水及アルコールエキスの委託分析とか味噌醬油の一部町村農業協同組合への実地指導に當つて居る程度で施設々備が無い爲め醸造物の品質改良とか醸造原料品種別試験或いは醸造技術の向上の爲めの試験研究と謂つた面は爲されて居ない。本縣醸造業界の振興の爲めにもこれが復旧は急務につき当業者の協力を得て早急に完備せしめるべきである。

F 工芸図案部は昭和二十四年度末予算化され漸く最近専任技師の就任があつた模様で未だ活潑に活動されてないが今後各部と密接に提携し又各業者との連携を保ち優秀なる工芸図案部面の指導普及に盡力されたい。

(6) 經理その他事務の処理状況

A 人件費及當場復旧費は純縣費負担としてこれを除きたる所謂事業費歳出予算四百五十五万余円(この中特に純縣費でみられたる四十四万円を含む)を以つて各部門の試験研究に従事したるも生産収入が予

期通り上らず爲めに歳出予算達額二百十六万八千円抑制され又當場自体として令達予算中八十九万三千余円を留保しおるも猶約十七万円の歳入不足(獨立採算的に見て)を出して居る状況である。これは前記事務の執行状況に述べた如く収入予算は如何に過大になつて居るか大きく数字に表れて居る。その概況を示せば次の通りである。

科 目	部 別	予 算 額	収 入		増・減額
			見込額	増・減額	
入 歳	生産物売払代	六九,〇〇〇	七五,五三〇	△一六,五三〇	
	製紙部	三〇,〇〇〇	一八,七六六	△一六,三三四	
	木工部	一〇,〇〇〇	六四八,〇六九	△四三,一六一	
	窯業部	一〇,〇〇〇	二〇,一〇六	△一〇,九六四	
	醸造部	一六,〇〇〇	二六,七九六	△一〇,七九六	
	染織部	一〇,〇〇〇	一三,九六六	△三,九六六	
計		四,一〇六,〇〇〇	一,八七七,一七六	△二,二二八,八二四	
			一八,四四九	一八,四四九	
				△一〇六,〇〇〇	
				一八,四四九	

出 歳	前表歳入減収をカバーする爲めに
予算令達抑制額	一,一六,〇〇〇
予算令達額の中當場自体の留保額	八三,〇〇〇
計	二,〇六,〇〇〇

前表収入減二百二十二万八千八百二十四円との差額十六万七千八百二十四円の歳入欠陥となつて居る。

B 生産物の売払代で四月末日現在の未収額が一百十九万余円(一二〇件)もある。本監査当日の五月末日現在欠七十四万六千余円の未収を残して居たがこれは過年度収入となる様であり甚だ遺憾に思つた。今後生産物の未納は努めて避ける様留意ありたい。

C 試験研究より生ずる生産品の年間統計が爲されて居なかつたが今後業務実績を把握検討する上からしても各部門毎の統計作成を必要と認めた。

D 常備人夫の出面が嚴格を欠いで居り又賃金支給書

類と符合して居ないものがあつたが今後は各部門毎に出欠簿を設け遺漏のない様処理されたい。

氣高保健所 昭和二十五年六月七日監査

監査委員 保木本 徳太郎

同 倉 繁 良 逸

一、事務の執行状況

(1) 本所は昭和二十四年十月二十日新築落成十一月一日より職員十名を以つて業務を開始したが当初は業務執行上に隘路があり不振であつたが二十五年度に入つて漸く軌道に乗り所長以下職員の努力に依り当時に比し飛躍的上昇の段階に入つてゐることは結構である

(2) 併しながら本所々在地は浜村町地域内における地利的條件から見た場合適当地とは謂えない。即ち郡内東部地区は殆んどが鳥取保健所を利用してゐるが西部地区と雖も浜村町の辺鄙な箇所にある關係で利用度が著しく減殺されてゐることは否めない

(3) 日日の検診或いは相談等の爲めの來所者は極めて少数で費用度が薄いが当所の活動目標は濶としても各町

村、学校、事務所への出張集團検診によらねばならない。この着眼からして現在一応の計画を樹て管内各町村へ出張巡回検診或いは相談を実施し漸次効果を挙げつゝあることは欣ばしい。

(4) 一般の予防保健衛生行政についても郡東部地区は従來よりの行がかり上当初は鳥取保健所に依存度が強かつた爲め兎角円滑を欠いで居た模様であるが現在では郡医師会、町村衛生主任、学校衛生会、町村保健婦の協力を得て業務を遂行し業績を挙げて居る様である。

(5) 当所の最大目標とする出張集團検診に絶対不可欠の搬送式間接撮影機(レントゲン)とこれを携行馳驅する爲めのダットサンは是非備付けが肝要である。

(6) 農林漁村を包括する管内を持つ当所としては衛生教育と衛生思想普及に努力を要するものと思われるので幻灯器、映寫機を備えその徹底に乗り出すべきである。

(7) 当所の運営協議会は未だ設置されていないので業務の円滑執行と業績向上の観点から早急設置することが望ましい。

00887

二、施設々備と防火対策

(1) 施設々備は完璧とは謂えない迄も先づ上々である寧ろ郡民の利用度の状況からすれば勿体ない位である。

(2) 建設地が砂地である爲め今より建物周囲に適當な砂防対策を施して置くことが肝要である。

(3) 地利的に水利の便が悪いので防火用貯水槽が必要であり又防火用消火器その他の防火器具を備付けて置くことが緊要である。

(4) 業務用或いは飲料用として井戸一基を掘鑿しあるも極めて湧出が悪く水量が不足し支障を生じて居る模様につき前記防火用水の充足をも併せ考えこれが改修の要を認む。

(5) 建物に七十二万円、レントゲンに六十二万円の火災保険に附保しあるも土地建物の所有権登記が未だなされて居ない至急手続を爲し置くべきである。

三、経理出納その他事務の処理状況

事務処理は良好であつたが左記の点今後注意すべきものと認めた。

A 収入關係帳簿に吏員納付金の口座が無く記帳されていないので設定記帳のこと

B 各種衛生試験依頼書は作製せしめ存置のこと

C 文書の編綴は索引なく年度区分も充分でないので今後注意のこと

D 町村その他への斡旋藥品が相当件数あり現物及現金の出納は概ね明確であつたが未収金が相当額あるのでその決済は迅速に措置すべきである。尙衛生部その他へ代金払渡の際の領收証は必ず徴を保存し置かれたい。

種 畜 場 昭和二十五年六月七日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 柳 谷 保 一

一、事務(事業)の執行状況

(1) 本場に於ける事業の状況は概ね順調に執行されてゐるものと認めた。殊に本年度は畜産生産物價格の急激なる暴落により事業の執行と場の運営面に勤からず困難を感じながら事業目標の達成に努力されてゐること

00888

(2) 當場各附属施設事業の執行状況は概ね次の通りである。
る。

A 有畜營農指導所(上中山村)
本施設は有畜營農施設として所長以下十一名(外練習生十名收容)和乳牛、豚、細羊等の種畜の蕃殖育成頒布の外に水田五反(借地)畑二町歩(縣有)山林三千町歩(縣有)を有し主として開拓地内の有畜營農者の養成に努めると共に畜力農機具の改良研究と奨励指導を行い着々その成果を挙げている。

B 温泉利用畜産加工所(浜村町)
本施設は本縣中小家畜家禽の改良普及と飼育奨励を目的とし併せて毛皮加工の智識、技術の指導を爲してあるが、最近の畜産生産物暴落のため農村一般にこれが飼育熱は低下し又同所に対する関心も次第に薄くなりつゝあり従つて事業不振が続いているが、現在探られている同所の獨立採算の運営は到低困難な状況下にあるので將來は生産収入はいは手数料を

同所運営経費の特定財源とせず縣費を以つて支弁し農村家内工業化を推進せしめるための技術指導に専念せしむべきものと認められた。

C 温泉利用育雛場(畜産加工所併設)
本年度温泉熱利用による育雛状況は初生雛を本場より三、五六羽を受け(春二回秋三回)二、七一二羽を育成(約五十日)しその育成比率は七六%の好成绩を挙げ頒布している。

D 米子孵卵施設(米子市)
本施設は春秋の一定時季に電熱による孵卵を円滑に実施している、その概況は次の通りである。

孵卵実施生産数 一〇〇、四二二羽

内 払下 九二、三五八羽

内 育雛 八、〇六四羽

(3) 本場の飼育用飼料は殆んど購入飼料に依存し相当経費を投入しており自給生産飼料は極めて少量で一部に充たない状況である。現今の畜産不況打開の一方策として廉價の粗飼料を以つて優良種畜を生産し得る様考

00889

究すべきである。即ち飼料に関しては、來より比較的関心が薄く研究が足りない憾みがあるので農事試験場等研究機関とも連繫して今後十分試験研究の上有畜畜

家の指導に努めるよう希望する。

(4) 本場收支予算の状況は

(収入関係)		予 算	調定(収入済)額	増 減
科 目	予 算 額	調定(収入済)額	増 減	
使用料	一、〇〇二、八〇〇	六五一、三七〇	△三五一、四三〇	〇〇
雑収入	六、九三二、七〇九	九六〇、一七八	△九七二、五三〇	四七
補助金	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇		
計	八、〇三五、五〇九	六、七一、五四八	△一、三三三	九六〇、四七
(歳出関係)		予 算	支 出	残 額
科 目	予 算 額	支 出 額	残 額	
種 畜 場 費	五、五七七、一六五	五、三二七、六五六	二四九、五〇八	三九
畜産加工所費	二、五〇三、八〇〇	一、六八四、三七二	八一九、四二七	〇四
營農指導所費	一、一一四、九六一	八四六、六九五	二六八、二六五	五三
計	九、一九五、九二六	七、八五八、七二五	一、三三七、二〇〇	九六

以上の通りで収入予算に比し多額の減収を生じておる。これを検討すると手数料、三十五万余円の減収は畜産

加工所に於ける羊毛、毛皮類委託加工が少く手数料が減少したのと従業員退職異動等の爲め事業不振によ

00890

り予期せる成果が揚らなかつた爲めである。
生産物売払代九十七万余円の減収は生産減少と且又價格の低落によるものでこれ等の減収は何れも歳出面に於いて夫々抑制留保しているので歳入欠陥にはなつてゐない。

(5) 本場事務職員は一名(出納員)でありほかに三名の女子補助職員を以つて執行しているが数多の附属施設を有し相当量の事務処理に忙殺し苦勞をしておるので最少限事務職員(庶務関係担任)一名の増員は不可欠のものとして認められた。尙事務の執行に当り左の点留意されたい。

イ、事務職員は前述の通り出納員一名のため経理事務面においてその処理に滞を生じている点も窮われた。特に生産物売払代金の収納が遅延しがちであるが収納の迅速を期する様努められたい又附属施設に於いて生産物収入又は加工手数料等の収入金を歳出金原材料に一時流用支出していたようであるが予算不の経費を必要とする場合は主幹課へ連絡し予

算令達を得て支出することゝしかゝることのない様注意せられたい。
ロ、各施設部門毎に生産物引繼簿を作製し生産総數量を把握すると共に使用区分別出納を明確にして置くべきである。

ハ、家畜台帳並生産台帳の中斃死頒布數量を一層明確にし本場に於いて各附属施設別の飼育家畜數は常に把握し置くべきである。
ニ、飼料或いは種鶏卵購入の爲め前渡金精算が遅延の傾向にあるので早期精算整理する様留意すべきである。

農事試験場 昭和二十五年六月十日監査

監査委員 倉 繁 良 逸

同 保木本 徳 太郎

一、事務の執行狀況
(1) 本年度事業は近代的農業経営の新しい分野の開拓に努め本縣農業の試験研究並指導機關として強力に事業の發達しているものと認む。尙本場のあり方は試験研

00891

究の爲めの試験研究に終らせず直接一般農家に繋るものとして農民の試験場たらしめるべく一層努力せられたい。

(2) 農村不況打開策として適地適作換金農産物の栽培研究に努力しており特に低位生産地改良事業調査実施に当り縣下五地区を試験地区に指定し改良法を実証相当見るべき成果を挙げ一般農家に對し多大の示唆を与えていることは結構である。

(3) 農村改良助長法による農業講習所が創設され現在講習生五三名收容しているが専用建物もなく本場の一隅を利用しているに過ぎず又専用の試験研究施設或いは機械器具も全然なく経費も二十四年度分講師手当等を含め六十三万余円の僅少額であつて到つて不十分な状況である。当養成機関は農業改良指導者として農民の先驅に立たなければならぬ人々の養成機関につきこれ等施設々備の充實を図り充分試験研究せしめることが緊要と認められた。

(4) 総合的農業試験研究機関設置の爲め現在農業関係機

関の整備統合に關し本縣に於いても近く根本的に改革する爲め目下検討中の模様であるが縣財政事情等により捗々しく進んでいないようであるが農村不況下の今日その帰趨を早急に決定し、その中軸となる本場の運営方針を誤まらしめざるようになすべきであり、殊に他府縣では続々と実現している状況からしても急速に決定し実現すべきである。尙本場運営の円滑化を図る上にも諮問運営委員会を設置し今後運営上の諸問題を解明せしむることが必要と認められた。

(5) 現在職員の設定は三五名であるが定數條例制定に伴い七名減員されていることは点在している所屬機關及施設の狀況及業務量から見ても酷に失するものと認められているようである。殊に経理事務及一般事務の量的に見て事務職員(出納員)一名では過重であり事務完遂は不可能に近いものと認める早急考慮すべきである。

(6) 本場経費予算財源として生産収入を相当額見積られているのでこれが収入に相当苦心しており、試験研究

00892

は第二義的に陥る傾が窺れる。かゝる歳入予算措置は財政上一応已むを得ないものと認められるが特に本場に限らずこれ等試験研究機関に対する従来の予算編成は実情に即しない憾みがあるので本来の目的を充分検討し予算編成に当るべきである。

(7) 事務の処理状況は概ね良好と認められたが全般に亘り各部門との連繋が不十分で所管事務の責任の所在が不明瞭の点が認められるので今後嚴格に処理されたい。尙左の点今後留意されたい。

イ。生産物処理については前回監査時指適したにも拘らず措置されていない、即ち正規の引繼簿を作成し受授生産数量を把握し給生産物の出納記録を明確にして置くべきである。尙各部門毎の係に於いて払下肥料、飼料場の業務用使用、試食等の使用区分及出納は一応爲されているも場長の認印が必要である。

ロ。生産物買受書に買受人の捺印なきものが相当件数あつたが今後は捺印せしむべきである。

ハ。二十世紀梨代金二万六千余円を払、年度に調定せ

ず翌年度に持越し調定収納しているが適當でない。尙分場及青果物試験地に於ける生産物売払代金の収納が著しく遅延の状況にあるが努めて迅速に収納すべきである。

ニ、人夫の雇傭使役を農夫に任せぎりのようであつたが適當でない。又人夫賃支給台帳が備付られていないので至急作成し整理すべきである。

縣立中央病院 昭和二十五年六月十六日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 柳 谷 保 一

一、病院の運営状況

(1) 昭和二十四年度の運営状況は先づ良好であり同年度決算上概ね五万九千余円の剰余金を見込まれており外に四十八万三千余円後払となりたるための未収額がある。

(2) 昨年一月三十一日附日本医療團との譲渡契約成立し新築足したが引繼直後の不振状態より現在の好調に移行されていることは欣ばし。

00893

(3) その原因は院長を初め職員も努力することながら昨年欠員となつていた外科、小児科の院長が充足されたこと及び病院が改装され病棟が漸次改装されつゝあることに起因せるものと認める。

(4) 尙婦人科医長も昨年以來欠員となつていたので早急に充足すべきである。

(5) 病棟三棟及び院長並に各医長公舎を起債により準次建築計画されているがその中二十四年度に於いて一病棟(四六病床)の改装と公舎一棟(三戸)の買収を完了し近々收容可能な状況にあることは欣びに堪えない。残りの病棟及び公舎も漸次既定計画により完成されることを期待する。

(6) 本年四月より患者の給食(実費三食百円)を実施してあり患者の適食による医療の完璧を期していることは結構である。現在入院患者は八十三名にて満床であるがこの給食制度を利用してはいる患者は入院患者の七十七名の六十四名(結核患者は完全給食)であり好評を受けている様であるが今後は完全給食を実施し各病

種による特別食と且亦外来患者或いは附添人々の実費給食も考慮されている。

(7) 看護婦の定員三十六名であるが患者の増加に伴ない、手不足の感がある。例えば現在入院患者八十三名に対し七名で担当看護をしていて看護婦一名当り十二名を受持ち相当多忙を極めておる模様にて又患者に対する十二分の看護は出来得ないので最少限度の増員は考慮すべきものと認めた。尙基準は四名に一名、日赤鳥取支部病院は六名に一名、鳥取市民病院は八名に一名が担当している模様である。

二、建物施設の管理と防火対策

(1) 病院の廊下階段、庭園等病院内外の美化清掃に一層留意されることが望ましい。

(2) 四囲の状況で或る程度已むを得ないと思うも各室廊下が暗く陰鬱な感あり努めて採光につき工夫されたい。尙そのためには内部の塗替え改装を考慮する要がある。

(3) 外来者の自転車置場の完全なるものを設ける必要を認める。

(4) 防火設備としては水道消火栓、軽便消化器と救護器具は担架が備付けてあるが尙防火用貯水槽、避難梯子等を常時整備し一朝事ある機に準備し置くことが緊要である。

(5) 火災保険には左の通り附されている。

本院	六百三十三万一千円
分院	一百三十一万五千元
レントゲン機械一式	六十万円

(6) 日本医療團より買収後未だ土地建物の所有権移転登記がされていないが急速に手続すべきである。

三、医師の充足と待遇改善

(1) 医師の俸給は縣吏員並の級号俸によつて扱われている關係上公務員以外のそれに比較すると待遇が劣つてゐる。従つて現状は日赤病院医師中或は鳥取市民病院医師(特別給)より余程下廻つてゐるので均衡を失し延いては転退職も頻繁になり新規採用に際しても困難を極めてゐる状況であるが、斯くては勢い病院経営上にも障害を生ずることとなるので何等の考慮が必要

である。

例えば本病院長の給額は級号俸最高額で頭打ちの状況であるにも不拘他の病院長より余程低額である。

(2) 従來の往診手当は正規の手当としては支給されておらず適宜旅費として支給されつゝあるがこれは合法的に支給することが望ましく、他の病院との均衡を得たる適額を旅費支給條例に設定し支給すべきである。

四、經理その他の事務並びに診療料の出納状況

(1) 診療料の日々の調定金額と社会保健基金事務所及び地方職員共済組合への請求金額とが相違し二十四年度内において三十二万四千二百七十一円四十三銭の調定洩れのため追加調定せるが、この相違の原因はこれ等後納分の傳票発行洩れによるものが大部分と見做されるのでカルテの嚴重記入により洩れない様合理的に調定すべきである。

(2) 診療料年度内収入未済額四十八万三千元は三月末迄における医療費にして地方職員共済組合分二十一万五千五百二十四円五十銭、社会保健基金事務所分(政府

共済(係)九万六千二百三十五円及び市町村医療扶助分十七万一千七百四十一円五十銭であるが、点数の査定その他手續に相当日数を要する爲め未収を生じたるもので事情已むを得ないものと認められるも早急收納方措置を望む。

(3) 診療料の手續保管が概ね五日間乃至七日間位になり手持期間が永いので早目に縣金庫へ払込む様措置せられたい。

(4) 社会保険基金事務所或いは地方共済組合の診療点数の査定による料金の増減は、従來前記箇所より通知なきため不明の儘処理されておるけれどもこれは月々明確にし調定額の増減を記帳し整理すべきである。

(5) 昭和二十三年度未収額五万二千三百三十四円六十銭は過年度収入として調定すべきに不拘一万七千三百二十円のみ調定収入しあるもその差額三万五千十円六十銭は調定洩れにつき二十五年年度において調定の上收納すべきである。

(6) 市町村後納の医療扶助料金の窓口受取の際は院長印

領收とせず縣出納員の領收証により受領し現金払込書により収入手続すべきである。

(7) 日々の診療料は歳入調定簿に必ず記載し收支命令者の認印を受くべきである。又日計表は出納員が閲覧し置くべきである。

五、その他の事項

(1) 分院の現状はその活動が余り活発化されていない様であるが維持管理その他経費に無駄を生じ勝ちにて本院の運営に影響を及ぼすものと認められるので医療施設として有効的活用を希望する。

(2) 結核患者の衣服、寝具その他傳染病性疾患のもの器物の消毒設備を必要と認める。

(3) 給食制を職員の数範囲内で実施した爲め給食事務に追われ勝ちであり事務整理も充分ならざる点も見受けられた。これが職員の増置が必要である。

(4) 給食は入院係にて当該カルテにより記入し処理されつつあるも給食係にも合理的給食台帳を設け入院係と照合点検する等して料金の正確徴集と主食その他食料

品の出納記録の厳正を期すべく早急考究されたい。
何れにしても給食係にて台帳及び出納簿により毎日の給食員数の把握と食料量を確認し明確に記録して置くことが肝要である。

(5) 患者が入院の際五百円を預託し退院の際は還付すると謂つた保証金制度が採られているが、この制度は鳥取市立病院以前より慣習の様であるけれども縣としては別に規定されても居らず前記少額では保証金としての効果も生じ難く又縣民へのサービスの観点からしても一考すべき事項と思う。尙從來これが取扱いは公金的処理がされていないが継続するならば歳入歳出外現金として縣金庫に寄託し公金的処理を爲すべきである。

昭和二十五年七月二十九日印刷
昭和二十五年七月二十九日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可)

發行

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町

印刷

縣